

令和5年3月15日

事業主 殿

東京都自動車整備健康保険組合

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の公布について

平素より当健保組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、「出産育児一時金等の支給額」を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。
改正内容について、下記ご参照のうえ、被保険者の方へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

(1) 出産育児一時金の支給額

改正後	現行
488,000円	408,000円

(2) 産科医療補償制度(*)の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額

改正後	現行
500,000円	420,000円

2. 経過措置

施行日前（令和5年3月31日以前）の出産に係る出産育児一時金等の額については、現行の支給額となります。

*産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、生まれた子どもが身体障害者等級1・2級にあたる重度の脳性麻痺になったときに補償金が支払われる制度です。

問い合わせ先

TEL（代表）03（3432）2401

業務課宛